

令和6年3月1日

実施方針の策定の見通しの公表について

始良市長 湯元 敏浩

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第1項の規定に基づき、下表のとおり実施方針の策定の見通しを公表します。

特定事業の名称	始良市新学校給食センター整備・運営事業
事業期間	事業契約締結日から令和24年7月末（予定）
特定事業の名称	学校給食センターの整備、維持管理及び運営業務
公共施設等の立地	始良市増田468番地1 ほか
実施方針を策定する時期	令和6年3月末（予定）